

医療法第 70 条の 2 の規定による地域医療連携推進法人の  
認定申請にかかる「医療連携推進方針」に対する意見について

■対象となる法人

法人名：一般社団法人なにわメディカルネットワーク

代表理事：芝 英一

所在地：大阪市福島区大開一丁目 13 番 8 号

医療法人英仁会大阪ブレストクリニック内

医療連携推進地域：大阪市二次医療圏（西部・北部・東部基本保健医療圏）  
（大阪市福島区、北区、東成区）

医療連携推進方針：別紙のとおり

■認定要件

地域医療連携推進法人制度は、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として創設された制度であり、認定された法人は、策定した「医療連携推進方針」に沿って、医療連携推進業務を行うことが求められます。

大阪府としては、医療連携推進方針、医療連携推進業務の内容、当該法人の構成要件（参加法人数、社員・役員の構成、経理的・技術的要件、議決権等）、地域医療連携推進評議会の設置等の要件について審査します。

■大阪府大阪市各保健医療協議会の意見聴取について

令和 7 年 1 月 23 日に開催された大阪府大阪市医療・病床懇話会において、一般社団法人なにわメディカルネットワークから認定申請について説明を行いました。

大阪府では、地域医療連携推進法人の認定申請があった場合、大阪府医療審議会医療法人部会に諮問したうえで認定を行うこととしていますが、同部会への諮問に際しては、当該法人の所在する二次医療圏における保健医療協議会に「医療連携推進方針」の内容について意見聴取し、当該圏域の意見を添えて諮問することとしています。

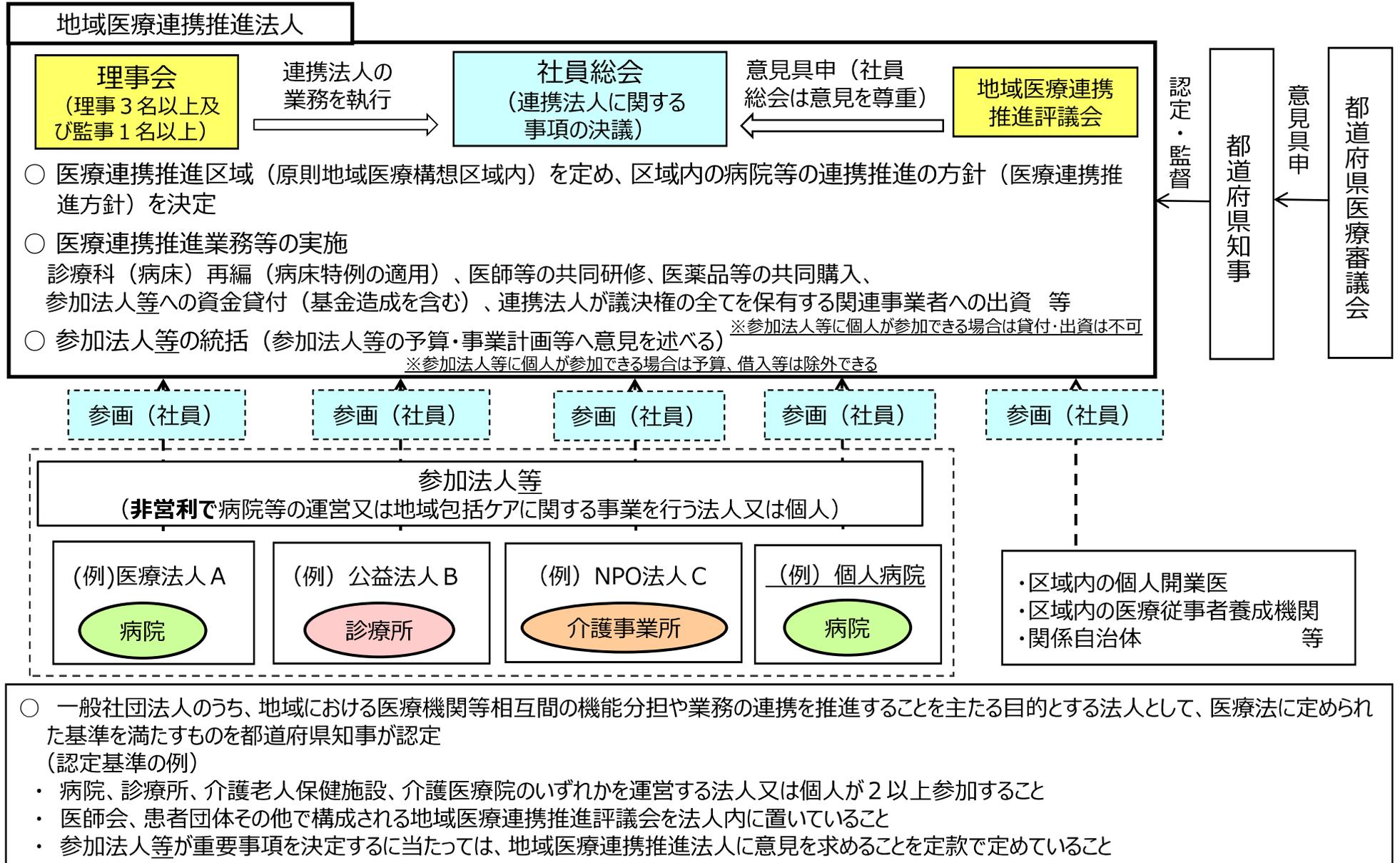
■意見について

一般社団法人なにわメディカルネットワークの「医療連携推進方針」について、同意の賛否（同意の条件を含む。）についてお伺いします。

# 地域医療連携推進法人制度の概要

厚生労働省HPより

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保



## 医療連携推進方針

### 1. 医療連携推進区域

大阪市二次医療圏(西部・北部・東部基本保健医療圏) (大阪市福島区・北区・東成区)

### 2. 参加法人等

- ・医療法人英仁会 (大阪プレストクリニック、大阪プレストクリニック梅田イーマ)
- ・医療法人岩本診療所 (岩本診療所)
- ・医療法人さたクリニック (さたクリニック)

### 3. 理念・運営方針

#### (理念)

本法人は大阪府が進める地域医療構想の実現を図り、地域包括ケアシステムの構築に資する役割を果たすよう努め、地域の住民が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう質の高い医療提供体制の確保を目指す。

#### (運営方針)

- ・参加施設の専門性を活かすことで医療機能分化を促進し、質の高い医療提供体制の充実を図る。
- ・参加施設で多職種による相互研修を行い、従事者の資質向上を促し地域医療の向上に貢献する。
- ・効率的で持続的な経営ができるよう、医療材料・医薬品の共同購入により医療資源の削減に貢献する。
- ・災害や感染症等の緊急時における情報共有体制を構築し、相互支援により地域医療の維持に寄与する。

### 4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

- ・がん医療の提供体制における切れ目のない連携  
がん診療における参加法人の特色を活かし、参加法人相互連携に積極的に取り組むことで、入院および外来の機能分担をすすめ、切れ目のない医療の提供体制を実現する。
- ・予防医療の充実  
早期発見、早期治療のためがん検診などの受診率の向上を図るための広報と受診しやすい体制の構築を実現する。
- ・従事者の育成  
従事者向けに医療安全、感染対策、がん診療等の勉強会や業務に関する情報交換を実施し、資質を向上させることで、地域医療サービスの質の向上に貢献する。
- ・医療資源の削減  
参加施設間で高額医療機器の適正配置による重複投資を抑制することで医療資源の削減を構築する。また、医療材料、医薬品の情報共有により参加施設の経費節減・業務負担軽減を図る。

・非常事態時の医療提供体制

新興感染症発生時や災害時に速やかに情報共有及び相互支援を行うことで、継続的な医療提供体制の維持に貢献する。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

医療、介護、予防、住まい、生活支援等に関する地域の事業所との連携を進め、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を支援する。

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が実施する機能分担及び業務連携について記載すること。
- 「5」については、医療法第70条の2第4項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。

## 一般社団法人の概要

名称	一般社団法人 なにわメディカルネットワーク		
所在地	大阪市福島区大開一丁目13番8号医療法人英仁会大阪プレストクリニック内		
医療連携推進区域	大阪市二次医療圏(西部・北部・東部基本保健医療圏)(大阪市福島区・北区・東成区)		
医療連携推進方針	別添1のとおり		
	氏名		所属・役職名
役員 の 状 況	代表理事	芝 英一	医療法人英仁会 理事長
	理事	岩本 伸一	医療法人岩本診療所 理事長
	理事	佐田 博之	医療法人さたクリニック 理事長
	監事	柳沢 哲	医療法人英仁会 理事
	法人名等		医療機関名等
社員 の 状 況	病院等を開設する参加法人	医療法人英仁会	大阪プレストクリニック・ 大阪プレストクリニック梅田イーマ
		医療法人岩本診療所	岩本診療所
		医療法人さたクリニック	さたクリニック
	介護施設等を開設する参加法人		
その他の社員			
	氏 名	所属・役職名	備 考
評 議 会 の 状 況	中島 滋郎	一般社団法人大阪市福島区医師会会長	診療に関する学識経験者の団体
	中山 健太郎	社会医療法人愛仁会 愛仁会本部企画部特命部長	学識経験を有するもの その他の関係者

## 地域医療連携推進法人の活動状況の確認について （「医療連携推進方針」の同意に当たっての条件案）

### 【現状】

地域医療連携推進法人の認定制度は、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として創設された制度であり、大阪府では、その認定にあたっては、保健医療協議会（地域医療構想調整会議）の意見を聴いたうえで、医療審議会（医療法人部会）に諮問することとしている。

一方、認定後の当該地域医療連携推進法人の活動が、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を果たしているか、保健医療協議会において確認する手法がない状況となっている。

### 【保健医療協議会が地域医療連携推進法人の活動状況を確認する手法（案）】

- ・ 地域医療連携推進法人に、保健医療協議会の求めに応じ、その活動状況等を報告させる。
- ・ 保健医療協議会は、地域医療連携推進法人の活動状況を確認し、必要に応じ、意見を述べる。

具体的には、次の2点とする。

#### ① 定期報告

理事会・社員総会の承認を受けた事業報告書等及び地域医療連携推進評議会の評価の報告

#### ② 随時報告

保健医療協議会の求めに応じ行う活動状況等の報告

⇒ 地域医療連携推進法人の策定する「医療連携推進方針」の同意にあたっては、上記のとおり、同法人に、保健医療協議会の求めに応じその活動状況等を報告させることを条件としてはどうか。

これまで全ての地域医療連携推進法人においては、本条件を付している。

### （参考）

- 医療連携推進方針の公表（国通知「地域医療連携推進法人制度について」）

地域医療連携推進法人は、医療連携推進方針を常にインターネット等において公表すること。

- 業務実施状況についての評価結果の公表等（法第70条の13）

地域医療連携推進評議会は、地域医療連携推進方針に記載している目標に照らし、業務の実施状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができる。（法第70条の3第16項）

地域医療連携推進法人は、上記評議会の評価を公表しなければならない。

また、地域医療連携推進法人は、評議会の意見を尊重する必要がある。

- 大阪府知事への事業報告書等の届出（法第70条の14において準用する法第52条）

地域医療連携推進法人は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士等の監査報告書を大阪府知事に届け出なければならない。